

ハ	ラ	ス	メ	ン	ト
		は			
福	音	の	反	対	語

「ハラスメント」

||

優位な立場を悪用し、相手に不快感を与え、尊厳を傷つけること

私たちの決意

私たちは、北海道教区として、すべての人は神からの命が分かち与えられた者であり、その人格の尊厳が尊ばれることを深く認識し、ハラスメントによって他者の人権を侵害する言動を行わない決意を表明します。

もし、あなたがハラスメントでお悩みなら・・・

→ 相談窓口へ書面で
お申し込みください

↓

あなたの悩みをお聞きし、解決の道をご一緒に考えます

ご相談は、教会備え付けの
「相談申し込み用紙」を
ご使用ください



安心して

ご相談ください

あなたのプライバシー

(秘密) は守られます

日本聖公会北海道教区

ハラスメント防止委員会

〒001-0015

札幌市北区北15条西5丁目1-12

日本聖公会北海道教区事務所内
相談窓口